

平成19年度食品安全委員会運営計画（抜すい）

第2 委員会の運営全般

1 会議の開催

緊急時対応専門調査会の開催

おおむね3～4ヶ月ごとに開催し、緊急事態への対処体制の強化方策の検討を行うとともに、「食品安全関係府省食中毒等緊急時対応実施要綱」及び「食品安全委員会食中毒等緊急時対応実施指針」に基づいた、緊急時対応訓練の設定及び訓練後の検証等を行い、必要に応じ、これらの見直しを行う。

第5 緊急の事態への対処

1 緊急時対応訓練の実施

緊急時を想定した緊急時対応訓練を行い、緊急時対応体制の実効性を確認するとともに、各担当者の意識の高揚と実践的対応能力の向上等を図る。

2 緊急事態への対処体制の整備

緊急時対応専門調査会において、緊急時対応訓練の結果の検証及び実際の緊急時対応の検証を行い、必要に応じ「食品安全関係府省食中毒等緊急時対応実施要綱」及び「食品安全委員会食中毒等緊急時対応実施指針」等（以下「要綱等」という。）における緊急時対応の問題点や改善点等について検討・見直しを行うとともに、緊急時対応体制の強化・整備を行う。

この他、緊急時対応専門調査会において、緊急時対応に備えた事前準備のあり方並びに情報の収集、分析及び提供のあり方等に関する強化方策について検討し、必要に応じ要綱等の見直し及び緊急時対応体制の強化・整備を行う。

食品安全委員会における緊急時対応について

1．食品安全基本法

食品安全基本法第 14 条により、食品を摂取することにより人の健康に係る重大な被害が生ずることを防止するため、当該被害が生じまたは生じるおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生の防止に関する体制の整備その他必要な措置が講じられなければならないこととなっている。

食品安全委員会では、第 23 条第 1 項第 5 号に基づいて、食品の安全の確保のために講ずべき施策に関する重要事項を調査審議し、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に意見を述べるとともに、第 27 条に基づき、国の関係行政機関の試験研究機関に対し、食品健康影響評価に必要な調査、分析又は検査を実施すべきことを要請することができることとなっている。

2．食品安全基本法第 21 条第 1 項に規定する基本的事項

食品安全基本法第 21 条第 1 項に規定する基本的事項に基づいて、食品安全委員会は、関係府省と連携して、緊急事態の発生に備えて、緊急時の情報連絡体制、緊急時における国の対処のあり方等に関するマニュアルを作成している。

また、緊急事態の発生に際し、政府全体で総合的に対処する場合には、食品安全担当大臣は、必要に応じて緊急対策本部を設置することとなっている。

3．緊急時における国の対処のあり方等に関するマニュアルの作成

(1) 食品安全関係府省緊急時対応基本要綱(平成 16 年 4 月 15 日)

食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省及び環境省からなる食品安全関係府省において、食品の摂取を通じた緊急事態等の発生時における国の対処のあり方等について規定している。

(2) 食品安全関係府省食中毒等緊急時対応実施要綱

(平成 17 年 4 月 21 日、平成 18 年 4 月 27 日改定)

食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省及び環境省からなる食品安全関係府省において、食中毒等による緊急事態の発生時における国の対処のあり方等について規定している。

食品安全関係府省における緊急時対応要綱等の位置付け

食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項

食品安全関係府省緊急時対応基本要綱

緊急対策本部設置要領

食品安全委員会

食品安全委員会食中毒等緊急時対応実施指針

厚生労働省

食中毒健康危機管理実施要領

食品安全関係府省
食中毒等緊急時対応実施要綱

基本的事項第4の4の規定に基づく危害要因別の緊急時対応マニュアルとして、
食品安全関係府省緊急時対応基本要綱に即し、食中毒等による緊急事態等が
発生した場合における国の対処の在り方等について定めたもの

農林水産省

農林水産省食品安全緊急時対応基本指針
製造・加工/流通・販売段階における
食品安全に関する緊急時対応実施指針
農林漁業の生産資材に由来する食品安全
に関する緊急時対応実施指針

環境省

環境省における食品安全に関する
緊急事態発生時の対応について

政府一体となった
緊急時対応体制